

No.	目 標 評価指標 (a)	第 9 期計画における 主な取組	実施状況 (b) 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	実施状況 (c) 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月	評価	課題と対応	関係部署	計画書 (頁)	
(1) 「坂出ささえまるネットワーク」の充実									
①	地域住民が地域の課題を理解し、お互いに支えあう体制づくり	継続	○第 2 層協議体における、市内の情報の共有	令和 7 年 2 月に実施。 各地区の取組状況の共有を行う。 第 2 層協議体を 11 地区に設置済み。	令和 7 年 10 月に実施。 「さかいでふれあいサービス」について紹介を行った。 第 2 層協議体を 11 地区に設置済み。	第 1 層協議体での情報共有を通じて、各地区での情報共有や今後の取組に反映していただく機会を提供できている。	地区によっては毎回 ほぼ同じ内容であり、重複する場合もある。	かいご課	P72
			○生活支援コーディネーターと連携した既存の取組の推進	令和 7 年 2 月開催の第 1 層協議体にて、仲間づくり活動・居場所づくり活動の紹介や出前講座の紹介を行った。	令和 7 年 10 月開催の第 1 層協議体にて、市内で取り組んでいる「さかいでふれあいサービス」の事業説明や具体的な活動について紹介を行った。			かいご課	P72
			○民生委員による援護を必要とする住民への見守りや声かけと相談支援活動の推進	民生委員の協力により毎年実施している高齢者実態調査の結果等を活用し、援護を必要とする住民への見守りや声かけと相談支援活動を推進した。 高齢者のみの世帯 9,778 人	民生委員の協力により毎年実施している高齢者実態調査の結果等を活用し、援護を必要とする住民への見守りや声かけと相談支援活動を推進した。 高齢者のみの世帯 9,651 人	高齢者実態調査を通じて、ひとり暮らしの高齢者や見守りが必要な高齢者を把握し、緊急時の対応に役立てている。	高齢者実態調査は、個人情報保護の意識からか調査拒否のかたが増加傾向にある。 住民票を異動せずに転居している場合は、居所が分からないので調査ができない。	ふくし課	P72
			○地域の課題に応じた住民主体の活動創出の支援	第 2 層協議体の話し合いに市社会福祉協議会とともに 9 回参加。	第 2 層協議体の話し合いに市社会福祉協議会とともに参加。 王越町 6 回 西庄町 2 回 林田町 3 回	話し合いに参加することで、地域包括ケアシステムの必要性や自助・互助の必要性の浸透を図っている。	取組が活発な地域とそうでない地域とでは活動に差があり、自助・互助の必要性の浸透をさらに図る必要がある。	かいご課	P72

②

地域における各団体が行っている助け合い、支えあい活動の連携の推進

＜評価指標＞

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標 2026 年度
ボランティアへの参加割合	一般高齢者	15.3%	20.0%
	要支援認定者	5.9%	10.0%
地域づくりへの参加意向 (参加者)	一般高齢者	55.4%	60.0%
	要支援認定者	34.0%	40.0%
地域づくりへの参加意向 (企画・運営)	一般高齢者	32.8%	35.0%
	要支援認定者	19.1%	22.0%

継続

○配食・声かけ・見守り活動を実施している各団体の連携の推進	地区社会福祉協議会が月 1 ～ 2 回程度実施している見守り活動としての配食サービス等を市社会福祉協議会とともに支援した。 また、地区社会福祉協議会が実施する高齢者等への見守り活動（小地域福祉ネットワーク活動事業）に対し、助成を行った。 小地域福祉ネットワーク対象者（R6. 2. ～R6. 12 795 人）	地区社会福祉協議会が月 1 ～ 2 回程度実施している見守り活動としての配食サービス等を市社会福祉協議会とともに支援した。 また、地区社会福祉協議会が実施する高齢者等への見守り活動（小地域福祉ネットワーク活動事業）に対し、助成を行った。 小地域福祉ネットワーク対象者（R7. 1. ～R7. 12 747 人）	配食サービス等の支援を継続して行うことで、在宅で自立して生活を送るかた安心してもらうことができるよう支援した。	地区社会福祉協議会が実施している住民への声掛け・見守り活動を継続して行えるよう、市社会福祉協議会とともに支援していく。	ふくし課	P72
○坂出ささえまるネットワーク井戸ばた会議開催を通じた、市民への普及啓発	未実施。	未実施。	市社会福祉協議会と開催を検討する。	地域課題に対して、普及啓発活動の詳細の検討ができなかった。市社会福祉協議会と開催を検討する。	かいご課	P72
○地域の担い手を発掘するための普及活動	出前講座、研修の機会を活用した普及啓発に努めた。	出前講座、研修の機会を活用した普及啓発に努めた。また、チームオレンジ等の活動を通して、実際に地域に入りながら担い手の発掘に努めた。	出前講座の開催および研修を実施することができた。	社会参加の重要性について、さらなる普及啓発が求められる。	かいご課	P72

No.	目 標 評価指標 (a)	第 9 期計画における 主な取組	実施状況 (b) 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	実施状況 (c) 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月	評価	課題と対応	関係部署	計画書 (頁)	
(2) 在宅生活支援の充実									
①	家族介護・在宅介護の支援	継続	○介護支援サービスの充実 ◆在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業 ◆介護慰労金支給事業 ◆寝具乾燥消毒サービス事業 ◆高齢者入浴サービス給付事業	◆紙おむつ 総支給件数：1,716 件 1 か月平均：約 143 件 ◆介護慰労金 総支給額：5,940 千円 利用人数：214 人 ◆寝具乾燥消毒サービス事業 利用人数：89 人 ◆高齢者入浴サービス給付事業 利用人数 24 人 配布枚数 1,016 枚	◆紙おむつ 総支給件数：1,742 件 1 か月平均：約 145 件 ◆介護慰労金 総支給額：6,250 千円 利用人数：233 人 ◆寝具乾燥消毒サービス事業 利用人数：90 人 ◆高齢者入浴サービス給付事業 利用人数 17 人 配布枚数 564 枚	紙おむつの 1 月あたりの平均支給件数は、増加傾向にある。 介護慰労金の総支給額・支給人数と寝具乾燥消毒サービスの利用人数は、昨年度より微増となっている。 自宅に入浴設備のない高齢者の身体の衛生管理に役立っている。	紙おむつの給付事業については、縮小傾向にある補助事業から一般財源への移行を検討する必要がある。 寝具乾燥消毒サービスを申請しているが、1 度も利用しないかたがいる。認定更新時や介護支援専門員を通じた周知など対策が必要である。 入浴サービスを提供できる浴場が、R8 より廃業したため、入浴サービスの提供ができなくなっている。	かいご課 ふくし課	P73
②	ひとり暮らし高齢者等への支援	継続	○見守り協定事業の実施 (郵便局、J A、新聞販売店等)	市と民生委員、事業所が協定を結び、協力して高齢者等の見守り活動を実施した。 通報・対応 11 件 新聞販売店からの通報が多く、市が民生委員と協力して確認を行った。ほとんどが外出だが、死亡が発見されたケースもある。	市と民生委員、事業所が協定を結び、協力して高齢者等の見守り活動を実施した。 通報・対応 10 件 新聞販売店からの通報が多く、市が民生委員と協力して確認を行った。ほとんどが外出だが、死亡が発見されたケースもある。	民生委員・関係機関などと連携し、本人の安否確認ができた。	周囲とのつながりがなく、情報がないかたへの対応方法に検討を要する。	かいご課 ふくし課	P73

			○介護支援サービスの充実 ◆高齢者福祉電話貸与事業 ◆要援護高齢者給食サービス事業	◆高齢者福祉電話貸与事業 近くに親族がいないひとり暮らし高齢者等（非課税世帯）を対象に電話や簡易型緊急通報装置の貸与を行い、基本料金相当額を市が助成。 利用人数 7人 ◆要援護高齢者給食サービス事業 川津・松山地区の福祉施設とボランティアの協力で、週 2 回昼食用弁当を配食している。 利用人数 16 人	◆高齢者福祉電話貸与事業 近くに親族がいないひとり暮らし高齢者等（非課税世帯）を対象に電話や簡易型緊急通報装置の貸与を行い、基本料金相当額を市が助成。 利用人数 5人 ◆要援護高齢者給食サービス事業 川津・松山地区の福祉施設とボランティアの協力で、週 2 回昼食用弁当を配食している。 利用人数 19 人	◆高齢者福祉電話貸与事業で電話を設置することで、高齢者の孤独感の解消や緊急時の連絡に役立っている。 ◆要援護高齢者給食サービス事業で、川津・松山の 2 地区は、配食を必要なかたに実施できている。	◆簡易型緊急通報装置では、事態によっては緊急時の対策として不安がある。 ◆要援護高齢者給食サービス事業は、川津・松山以外の地区では、配食ボランティアが確保できないことから、実施地区の拡大が困難な状況。	ふくし課	P73
			○高齢者見守り支援事業（坂出ほっとふれんず）による訪問活動を通じたニーズ把握と支援	支援員（ほっとふれんず）2 人体制 5 グループによる訪問活動 （年間） ・見守り対象者 314 人	支援員（ほっとふれんず）2 人体制 5 グループによる訪問活動 （年間） ・見守り対象者 295 人	訪問を中心に見守り活動を継続している。	今後も支援が必要な高齢者等の居宅訪問等を実施し、対象者の実態把握に努め、必要な支援につなげていく。	かいご課	P73
			○老人クラブによるひとり暮らし高齢者世帯・寝たきり高齢者宅の訪問	老人クラブによる友愛訪問活動に対する助成により、ひとり暮らし高齢者世帯・寝たきり高齢者宅への訪問活動を推進している。	老人クラブによる友愛訪問活動に対する助成により、ひとり暮らし高齢者世帯・寝たきり高齢者宅への訪問活動を推進している。	老人クラブによる訪問により、高齢者の寂しさの解消や見守りにもなっている。	訪問回数や訪問者数が地区によって違っている。 訪問回数や訪問者数について、特に決まりがあるわけではないが、ある程度は統一できるように各地区に周知していきたい。	ふくし課	P73

No.	目 標 評価指標 (a)	第 9 期計画における 主な取組	実施状況 (b) 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	実施状況 (c) 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月	評価	課題と対応	関係部署	計画書 (頁)	
(3) 安心して生活するための環境づくり									
①	高齢者に適切な住まい環境の整備	継続	○軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホームの状況把握と情報提供	養護老人ホームへの入所相談を受けた際には、施設見学等による情報提供や施設入所につなげた。 措置人数 67 人	養護老人ホームへの入所相談を受けた際には、施設見学等による情報提供や施設入所につなげた。 措置人数 68 人	相談者の生活状況を聞き取りし、必要な情報提供や入所調整を実施するとともに、介護を要するかた等からの相談は、関係部署等へつないでいる。	養護老人ホーム等の状況把握と情報提供は継続して行っている。	ふくし課 かいご課	P74
			○坂出市民間住宅耐震対策支援事業の推進	耐震診断 23 件 耐震改修 16 件 (簡易改修含む)	耐震診断 16 件 耐震改修 8 件 耐震シェルター等設置 1 件	今後も引き続き、災害時における住宅の安全性を確保するため、耐震性の不足している住宅に対する支援事業を推進する必要がある。	耐震性を有していない住宅がまだ多く存在することから、引き続き、耐震改修の必要性や耐震改修工事に対する補助制度についての周知を行い、安心して暮らせる住環境の整備を促進する。	建設課	P74
			○住宅用火災警報器の普及活動	さかいで大橋まつりのパレード、大型店舗、市民ホールでの防災講演会にて、住宅用火災警報器の設置を呼び掛けるリーフレットを配布、講習会を通じて普及活動を実施している。 また、市広報誌等に啓発文書を掲載した。	さかいで大橋まつりのパレード、 秋季・春季火災予防運動時 に大型店舗、市民ホールでの防災講演会にて、住宅用火災警報器の設置を呼び掛けるリーフレットを配布、 出前講座 を通じて普及活動を実施している。 また、市広報誌等に啓発文書を掲載した。	設置率に関して、一定の効果があった。 今後も引き続き、広報等による啓発活動を進めていく必要がある。	設置後、維持管理の必要があるため、維持管理に関しての広報に努める。 また、上記内容を含め 広報を継続して行うのに併せて、効果的な手法について検討していきたい。	消防本部 予防課	P74

②	高齢者や障がい者など地域住民が生活しやすい都市整備	継続	○適切な歩道幅員や段差解消、勾配の軽減等バリアフリーを考慮した街路整備	市内計 5 路線にて、安全な歩行者空間の確保に向けて、街路事業として整備を実施した。	市内計 5 路線にて、安全な歩行者空間の確保に向けて、街路事業として整備を実施した。	自動車交通の円滑化が図られるとともに、歩行者や自転車の安全かつ快適な利用に寄与している。	継続して、事業実施していく。	都市整備課	P74
	○高齢者や子どもの利用に配慮した公園などの整備		公園公衆トイレの洋式化や施設の点検・維持管理を行った。	公園公衆トイレの洋式化や施設の点検・維持管理を行った。	安全・安心で衛生的な利用につながっている。	継続して、事業実施していく。	都市整備課	P74	
	○デマンド型乗合タクシー、循環バスの利用促進		デマンド 5,156 人 (R6.4～R7.3) 循環バス 47,207 人 (R6.4～R7.3) ・TicketQR で公共交通無料デー実施 ・R6.10 デマンド再編実施	デマンド 7,239 人 (R7.4～R8.3) 循環バス 43,174 人 (R7.4～R8.3) ・TicketQR で公共交通無料デー実施	デマンドタクシーは、令和 6 年 10 月の再編により利用者数が増加。一方で、循環バスは乗務員不足による減便の影響で利用者数が減少。 公共交通の利用促進という観点では、デマンドタクシーや利用者数だけでなく、路線バスを含めた地域公共交通全体で進捗管理を行うべきという方向性となっている。 デマンドタクシー、循環バスとともに、高齢者や障がい者など地域住民が生活しやすい都市整備という観点からは、役割を果たしている。	まち・ひと・しごと創生総合戦略の KPI について見直しを行っており、本計画についても見直しが必要な時期となっている。 利用促進の観点からすれば、公共交通部局の取組だけでなく、高齢者福祉や障がい者福祉の立場からのアプローチも必要。	政策課	P74	
③	交通安全の推進および高齢者の事故防止対策の強化	継続	○高齢者運転免許証自主返納支援事業	高齢者運転免許証自主返納支援事業申請者数 230 人	高齢者運転免許証自主返納支援事業申請者数 215 人	高齢者ドライバーが当事者となる交通事故の抑制が図られている。	継続し、事業を実施していく。	危機管理課	P75
	○高齢者の参加による交通安全キャンペーン		高齢者交通指導員や老人クラブにも参加をしてもらい、交通安全キャンペーンを実施した。	高齢者交通指導員や老人クラブにも参加をしてもらい、交通安全キャンペーンを実施した。	交通安全キャンペーンを実施し、老若男女問わず交通安全を呼び掛けることができた。	継続し、交通安全キャンペーンを実施していく。	危機管理課	P75	
	○高齢者交通安全教室の実施		自治会、老人クラブ等にて交通安全教室を 14 回開催し、378 人の参加があった。	自治会、老人クラブ等にて交通安全教室を 10 回開催し、269 人の参加があった。	高齢者の社会参加・交流の機会確保や高齢者の交通安全意識の高揚が図られた。	継続し、地域の実情に即した交通安全教室を実施していく。	危機管理課	P75	

No.	目 標 評価指標 (a)	第 9 期計画における 主な取組		実施状況 (b) 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	実施状況 (c) 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月	評価	課題と対応	関係部署	計画書 (頁)
④	災害等や救急救命時を想定した支援体制の整備	拡充	○業務継続計画（BCP） の推進	運営指導の際に、業務継続計画の策定状況、訓練や研修や見直しの実施などについて確認した。	運営指導の際に、業務継続計画の策定状況、訓練や研修や見直しの実施などについて確認した。	最新の動向や訓練等で洗い出された課題を反映させるなど、定期的な見直しが必要である。	災害時等において、事業者が必要なサービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画（BCP）の有効性、見直しなどについて周知を図る。	かいご課	P75
		継続	○Net119 緊急通報システム	登録者数 32 人、通報 1 件	登録者数 29 人、通報 0 件	利用者から緊急通報を受信し、速やかに対応できたことについて件数に限らず評価できる。	定期的に操作しないと「失効中」という状態になり、アクセスに支障が生じる場合がある。この状態を解消するため、現在は利用者への FAX や関係者へ協力を依頼して解消に努めている。	消防本部 情報指令課	P75
			○あんしん通報サービス事業	65 歳以上の 1 人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に 24 時間 365 日相談や通報がコールセンターにつながる装置を設置した。 利用件数 32 件	65 歳以上の 1 人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に 24 時間 365 日相談や通報がコールセンターにつながる装置を設置した。 利用件数 28 件	高齢者の安全・安心な生活に資している。	周知啓発に努める。	ふくし課	P75
			○福祉避難所（二次避難所）の整備	4 法人、1 団体と協定を結んでいる。 福祉避難所 19 施設 坂出旅館組合 17 施設 福祉こども避難所 1 施設	令和 7 年 12 月現在、4 法人、1 団体と協定を結んでいる。 福祉避難所 19 施設 坂出旅館組合 13 施設 福祉こども避難所 1 施設	福祉避難所の役割や、設置・運営方法を明確にできていないため、福祉避難所設置運営マニュアルを活用し、施設との設置・運営方法について共通認識を持ち、連携体制を強化していくとともに、福祉避難所の拡充に	福祉避難所数の拡充に努めるとともに、質の高い避難生活環境を提供するため、協定締結施設との協力体制を強化する。また、福祉避難所開設を適切かつ円滑に実施するため、関係	危機管理課 危機管理課	P75 P75

						取り組んでいく必要がある。	課との連携強化に努める。		
			○自主防災組織の活動の促進	自主防災組織への防災講演を 4 回、防災訓練での指導を 9 回、リーダー研修会を実施し、防災力の向上に努めた。	自主防災組織への防災講演を 3 回、防災訓練での指導を 7 回、リーダー研修会を実施し、防災力の向上に努めた。	自主防災組織の防災力向上および防災意識の高揚が図られた。	継続し、地域の実情に即した防災講演および防災訓練を実施していく。	危機管理課	P75
			○災害時の避難（避難行動要支援者避難支援計画[個別計画]）の整備	個別避難計画登録完了者以外の避難行動要支援者 808 人に同意確認書を送付し、返信のあった 126 人について、避難支援等関係者（自治会、自主防災会および民生委員等）に作成同意者の基礎情報を提供し、地域主体で個別避難計画の作成に努めた。	個別避難計画登録完了者以外の避難行動要支援者 455 人に同意確認書を送付し、返信のあった 152 人について、避難支援等関係者（自治会、自主防災会および民生委員等）に作成同意者の基礎情報を提供し、地域主体で個別避難計画の作成に努めた。	令和 8 年 2 月現在の作成率は 95%であり、個別避難計画作成希望者について、速やかに作成率 100%を達成するための支援体制の構築が必要である。	個別避難計画のことを知らない避難行動要支援者も多いことから、市広報誌や出前講座を利用して制度の周知に努める。	危機管理課	P75
			○きんとキット（救急医療情報キット）、携帯カード、119 番登録制度の普及啓発および消防本部との連携	民生委員や障がい者通所施設等の協力により、75 歳以上の在宅高齢者や障がい者等に、救急医療情報キット（きんとキット）を配布している。 495 個配布	民生委員や障がい者通所施設等の協力により、75 歳以上の在宅高齢者や障がい者等に、救急医療情報キット（きんとキット）を配布している。 356 個配布	きんとキットは必要に応じ随時配布できている。消防本部との連携を行い、119 番登録制度について積極的に説明し、制度の普及啓発につなげることができた。	きんとキットの配布を継続していく。消防本部と連携して 119 番登録制度の普及啓発を継続していく。	ふくし課	P75
			○老人クラブによるひとり暮らし高齢者世帯・寝たきり高齢者宅の訪問	老人クラブによる友愛訪問活動に対する助成により、ひとり暮らし高齢者世帯・寝たきり高齢者宅への訪問活動を推進している。	老人クラブによる友愛訪問活動に対する助成により、ひとり暮らし高齢者世帯・寝たきり高齢者宅への訪問活動を推進している。	老人クラブによる訪問により、高齢者の寂しさの解消や見守りにもなっている。	訪問回数や訪問者数が地区によって違っている。訪問回数や訪問者数について、特に決まりがあるわけではないが、ある程度は統一できるように各地区に周知していきたい。	ふくし課	P73

No.	目 標 評価指標 (a)	第 9 期計画における 主な取組	実施状況 (b) 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月	実施状況 (c) 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月	評価	課題と対応	関係部署	計画書 (頁)	
(4) 高齢者の権利擁護と虐待防止									
①	高齢者の虐待防止	拡充	○高齢者虐待防止マニュアルの活用	マニュアルの考え方を基本とし、相談業務を行った。	マニュアルの考え方を基本とし、相談業務を行った。	常に関係機関と連携をとり、相談対応や情報収集を行っている。	今後も、虐待対応について、「やむを得ない事由による措置制度」の活用での対応も含めて、早急に高齢者の保護につながるよう対応していく。	かいご課	P77
			○警察、病院、サービス事業所等関係機関との連携の強化	常に連携をとり、相談への対応や情報収集を行った。	常に連携をとり、相談への対応や情報収集を行った。			かいご課	P77
		継続	○老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度の活用	措置件数 0 件	措置件数 0 件			かいご課	P77
②	高齢者の権利擁護	継続	○成年後見制度利用支援事業 ◆市長申立て ◆成年後見人等報酬助成	成年後見制度市長申立ておよび報酬助成を実施。 後見類型 7 件、保佐類型 2 件 補助類型 0 件、報酬助成 4 件	成年後見制度市長申立ておよび報酬助成を実施。 後見類型 5 件、保佐類型 2 件 補助類型 1 件、報酬助成 5 件	必要に応じて、市長申立て・報酬助成を行うことができている。 また、補助類型の申立てを実施し、早期から成年後見制度の利用を図った。	今後とも、市社会福祉協議会等と連携しながら、必要に応じて本人の権利擁護のため、市長申立て・報酬助成の実施、成年後見制度の早期利用など普及啓発を行っていく。	かいご課	P77
			○坂出市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業との連携	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行も含めた相談対応を行った。	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行も含めた相談対応を行った。			かいご課	P77
			○坂出市権利擁護専門委員会での対応事例についての検討	令和 7 年 3 月に実施。	令和 8 年 3 月に実施。			かいご課	P77

③

成年後見制度の利用促進

<評価指標>

事業	現状	目標 2026 年度
市民後見人新規養成数	19 人	24 人

継続

○成年後見制度利用促進体制整備事業の推進

市社会福祉協議会に事業委託し、成年後見センターを中核機関とした利用促進協議会、受任調整委員会を開催。
また、市民後見人フォローアップ講座を実施。

市社会福祉協議会に事業委託し、成年後見センターを中核機関とした利用促進協議会、受任調整委員会を開催。
また、市民後見人フォローアップ講座を実施。

利用促進協議会を通じて関係者間・関係機関間での後見制度への理解の促進が図られた。
また、受任調整委員会を通じて適切な後見人候補の検討を実施できた。

今後とも市社会福祉協議会との連携を通じた後見制度の利用促進、担い手の確保を行っていく。

かいご課

P77

○専門職、関係機関との地域連携ネットワークの構築（周知啓発・受任調整・後見人支援）

かいご課

P77

○坂出市成年後見センターとの連携

権利擁護、成年後見制度に関する相談についての情報共有を随時実施。

権利擁護、成年後見制度に関する相談についての情報共有を随時実施。

情報共有を通じた、適切な役割分担が行えた。

今後とも情報共有を密にし、連携を図っていく。

かいご課

P77

○市民後見人養成を通じた担い手の確保

市民後見人養成講座を実施し、14 人の受講生が講座を修了し、内 13 人が市民後見人バンク登録を行った。

新規の市民後見人の養成は行っていない。
現在、市民後見人バンクに候補者として 31 人が登録を行っている。

フォローアップ講座を実施し、バンク登録者の定着支援を実施。

今後も、市民後見人の養成を行う機会について検討していく。

かいご課

P77